

加須市カメムシ等防除支援交付金交付要綱

(令和7年3月25日経済部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、農作物の品質の低下及び収量の減少の要因となっているカメムシ等の害虫（以下「害虫」という。）の防除を徹底するため、薬剤（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定により登録を受けた殺虫剤であって、害虫を殺虫するために農作物に散布する薬剤をいう。以下同じ。）の散布に係る費用の一部を農業者に対し支援することにより、当該農業者の安定経営及び維持を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 経営耕地面積が3,000平方メートル以上の農地を有していること。
- (3) 営農計画書（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）Ⅲ1（1）に規定する営農計画書をいう。以下「営農計画書」という。）を国実施要綱Ⅲ2（1）に規定する期日までに、地域農業再生協議会に提出していること。
- (4) 自ら薬剤を購入し、及び散布した者又は農業協同組合等に防除作業を委託し、及び薬剤を散布した者であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(交付金の額等)

第3条 交付金の交付の対象となる農作物（以下「交付対象農作物」という。）、交付金の交付の対象となる面積（以下「交付対象面積」という。）及び交付金の額は、別表のとおりとする。

（交付金の申請）

第4条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、カメムシ等防除支援交付金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 同意書（様式第2号）
- （2） 薬剤散布の実施一覧（様式第3号）
- （3） 薬剤を購入し、及び散布したことが分かる書類又は防除作業を委託し、及び薬剤を散布したことが分かる書類（交付対象農作物を収穫する年度に使用する薬剤に係るものに限る。）
- （4） 申請者名義の振込口座の通帳等の写し
- （5） 営農計画書の写し
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該申請をする年度のうち、営農計画書に記載されている農業者ごとに1回までとする。

（交付金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付金を交付することを決定したときは交付金の交付をもって交付決定とし、申請書の内容を補正して交付金を交付することを決定したときはカメムシ等防除支援交付金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、交付金を交付しないことを決定したときはカメムシ等防除支援交付金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第6条 交付金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）

は、交付金の交付を受けた後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該交付金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合において、市長は、カメムシ等防除支援交付金返還通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 交付金の交付を受けた後に第2条各号に掲げる要件を満たしていなかったことが判明した場合
- (2) 偽りその他不正の行為等によって交付金の交付を受けた場合
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同年1月1日以降に自ら薬剤を購入し、及び散布した者又は同年4月1日以降に農業協同組合等に防除作業を委託し、及び薬剤を散布した者について適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和8年4月9日経済部長決裁)

この要綱は、令和8年4月9日から施行し、同年1月1日以降に自ら薬剤を購入し、及び散布した者又は同年4月1日以降に農業協同組合等に防除作業を委託し、及び薬剤を散布した者について適用する。

別表 (第3条関係)

交付対象農作物	交付対象面積	交付金の額
水稻又は大豆	交付対象農作物に係る営農計画書に記載されている台帳面積のうち、薬剤を散布したものの面積が3,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	次に掲げる額のうち、いずれか低い額 (1) 交付対象面積(平方メートル)に1円を乗じて得た額 (2) 薬剤の購入又は防除作業の委託に要する経費の額

	交付対象農作物に係る営農計画書に記載されている台帳面積のうち、薬剤を散布したものの面積が50,000平方メートル以上	次に掲げる額のうち、いずれか低い額 (1) 50,000円 (2) 薬剤の購入又は防除作業の委託に要する経費の額
--	--	--

※ 交付金の額は、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。